

刑事局公安課 標準文書保存期間基準

令和7年4月1日から適用

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称(小分類)			
1 法律の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	①立案基礎文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針</li> <li>基本計画</li> <li>条約その他の国際約束</li> <li>大臣指示</li> <li>政務三役会議の決定</li> </ul>	法律	制定・改廃	立案検討	20年	移管	
		②立案の検討に関する審議会等文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催経緯</li> <li>諮問</li> <li>議事概要・議事録</li> <li>配布資料</li> <li>中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>						
		③立案の検討に関する調査研究文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国・国内の調査・研究</li> <li>意見公募手続関係書類</li> <li>関係団体・関係者のヒアリング</li> </ul>						
	(2) 法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣法制局提出資料</li> </ul>			内閣法制局審査			
	(3) 他の行政機関への協議	行政機関協議文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>各省への協議案</li> <li>各省からの質問・意見</li> <li>各省からの質問・意見に対する回答</li> </ul>			協議			
	(4) 閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>5点セット(要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文)</li> <li>閣議講議書</li> <li>案件表</li> <li>配布資料</li> </ul>			閣議講議			
	(5) 国会審議	国会審議文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨説明</li> <li>想定問答</li> <li>答弁書</li> <li>国会審議録</li> <li>内閣意見案</li> <li>同案の閣議講議書</li> </ul>			国会審議			
(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>官報</li> </ul>	公布・施行						
(7) 解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国・国内の調査・研究</li> <li>関係団体・関係者のヒアリング</li> </ul>	解釈・運用基準						
		②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書		<ul style="list-style-type: none"> <li>逐条解説</li> <li>ガイドライン</li> <li>訓令、通達又は告示</li> <li>運用の手引</li> </ul>					
2 政令の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	①立案基礎文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針</li> <li>基本計画</li> <li>条約その他の国際約束</li> <li>大臣指示</li> <li>政務三役会議の決定</li> </ul>	政令	制定・改廃	立案検討	20年	移管	
		②立案の検討に関する審議会等文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催経緯</li> <li>諮問</li> <li>議事概要・議事録</li> <li>配布資料</li> <li>中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>						
		③立案の検討に関する調査研究文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国・国内の調査・研究</li> <li>関係団体・関係者のヒアリング</li> </ul>						
	(2) 政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣法制局提出資料</li> </ul>			内閣法制局審査			
	(3) 意見公募手続	意見公募手続文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>政令案</li> <li>趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文</li> <li>意見公募要領</li> <li>提出意見</li> <li>提出意見を考慮した結果及びその理由</li> </ul>			意見公募手続			
	(4) 他の行政機関への協議	行政機関協議文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>各省への協議案</li> <li>各省からの質問・意見</li> <li>各省からの質問・意見に対する回答</li> </ul>			協議			
	(5) 閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>5点セット(要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文)</li> <li>閣議講議書</li> <li>案件表</li> <li>配布資料</li> </ul>			閣議講議			
(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>官報</li> </ul>	公布・施行						
(7) 解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国・国内の調査・研究</li> <li>関係団体・関係者のヒアリング</li> </ul>	解釈・運用基準						
		②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書		<ul style="list-style-type: none"> <li>逐条解説</li> <li>ガイドライン</li> <li>訓令、通達又は告示</li> <li>運用の手引</li> </ul>					

刑事局公安課 標準文書保存期間基準

令和7年4月1日から適用

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称(小分類)			
3 省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	省令・規則	制定・改廃	立案検討	20年	移管	
		②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配布資料 ・中間報告、最終報告、提言						
		③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・国内の調査・研究 ・関係団体・関係者のヒアリング						
	(2)意見公募手続	意見公募手続文書	・省令案 ・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由			意見公募手続			
	(3)制定又は改廃	省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書	・省令案 ・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文			改正案等			
(4)官報公示	官報公示に関する文書	・官報	公布・施行						
(5)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書	・外国・国内の調査・研究 ・関係団体・関係者のヒアリング	解釈・運用基準						
	②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引							
4 閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書	・内閣法制局提出資料	閣議	質問主意書	答弁書作成	20年	移管	
		②閣議を求めるとの決裁文書及び閣議に提出された文書	・説明要旨 ・理由書 ・答弁案 ・閣議講議書 ・質問主意書						
		③答弁が記録された文書	・答弁書						
	(2)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯(1の項から3の項まで及び4の項(1)に掲げるものを除く。)	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	質問主意書に関するもの以外の閣議案件	国会報告				
		②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配布資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言						
		③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・国内の調査・研究 ・意見公募手続関係書類 ・関係団体・関係者のヒアリング						
④行政機関協議文書	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答								
⑤閣議を求めるとの決裁文書及び閣議に提出された文書	・基本方針案 ・基本計画案 ・閣議講議書 ・案件表 ・配布資料								
5 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政文書の開示請求に係る開示決定等に関する重要な経緯	開示決定等をするための決裁文書その他開示決定等に至る過程が記録された文書	・行政文書開示決定等に係る決裁文書 ・開示決定等の期限の延長に係る決裁文書	情報公開	行政文書の開示請求	開示決定等	5年	廃棄	
	(2)行政文書の開示請求に係る開示決定等に対する審査請求に関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①審査請求書	・審査請求書	審査請求	裁決	裁決その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	行政不服審査法(平成26年法律第68号。)の施行により分類名を変更。 (例:不服申立て→審査請求)	
		②審議会等文書	・諮問書(写) ・答申書						
		③裁決その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・裁決に係る決裁文書						
④裁決書	・裁決書								

刑事局公安課 標準文書保存期間基準

令和7年4月1日から適用

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称(小分類)			
	(3) 行政文書の開示請求に係る開示決定等に対する国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書	・係属に関する通知	訴訟		情報公開請求 訴訟	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	
		②訴訟における主張又は立証に関する文書	・調査回報に関する決裁文書 ・答弁書(写) ・準備書面(写) ・各種申立書(写) ・口頭弁論・証人等調書(写) ・書証(写)						
		③判決書又は和解調書	・判決書(写) ・和解調書(写)						
	(4) 行政手続法第2条第4号の不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・聴聞通知等に係る決裁文書	聴聞	聴聞手続	処分がされる日に係る特定日以後5年	廃棄		
		(5) 保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求に係る決定等に関する重要な経緯	開示・訂正・利用停止決定等をするための決裁文書その他開示・訂正・利用停止決定等に至る過程が記録された文書	・開示・訂正・利用停止決定等に係る決裁文書 ・開示・訂正・利用停止決定期限の延長等に係る決裁文書	個人情報保護	保有個人情報 開示・訂正・ 利用停止請求 手続	開示決定等	5年	廃棄
	(6) 保有個人情報開示請求手続に係る開示決定等の審査請求に関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①審査請求書	・審査請求書	審査請求	裁判	裁判その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	行政不服審査法(平成26年法律第68号。)の施行により分類名を変更。 (例: 不服申立て→審査請求)	
		②審議会等文書	・諮問書(写) ・答申書						
		③裁判その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・裁判に係る決裁文書						
		④裁決書	・裁決書						
6 職員の人事に関する事項	(1) 検察庁等の職員の研修・研究に関すること	他機関で行われる研修・研究に関する文書	・依頼文書 ・回答文書	教養訓練	研修・研究	講師派遣	1年	廃棄	
		(2) 海外出張に関すること	公用旅券発給等に関する文書	・公用旅券発給に関する文書 ・海外出張許可伺	出張	海外出張	許可伺・公用旅券発給	3年	廃棄
7 訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から6の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する調査研究文書	・外国・国内の調査・研究 ・関係団体・関係者のヒアリング	訓令・通達	制定・改廃	立案調査  改正案等	10年	廃棄	
		②制定又は改廃のための決裁文書	・訓令案・通達案						
8 政策評価に関する事項	E B P M (証拠に基づく政策立案)に関すること	E B P Mに関する文書	・国民等からの統計等データの提供要請等 ・統計等データの提供要請等に対する回答 ・国民等からの再検討の申出 ・再検討の申出に対する回答 ・「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」に基づく対応記録	政策評価	E B P M	統計等データの提供要請等	5年	廃棄	
9 国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) 国会審議(1の項から7の項までに掲げるものを除く。)	国会審議文書	・想定問答 ・答弁書  ・国会提出資料	国会	審議	答弁資料  提出資料	10年	廃棄	
		(2) 審議会等(1の項から7の項及び8の項(1)に掲げるものを除く。)	審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配布資料 ・中間答申・最終答申、中間報告、提言	審議会等	審議	審議資料	10年	以下について移管 ・審議会その他の合議制の機関(部会、小委員会等を含む。)及び懇談会等行政運営上の会合に関するもの
10 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①取得した文書等の管理を行うための帳簿	・秘密文書管理簿	行政文書の管理	管理するための帳簿	秘密文書管理簿	常用	廃棄	
		②行政文書ファイル等の移管又は廃棄に関する文書	・移管に係る決裁文書 ・廃棄に係る決裁文書			移管・廃棄	廃棄協議等	5年	廃棄

刑事局公安課 標準文書保存期間基準

令和7年4月1日から適用

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称(小分類)			
		③行政文書ファイル等の保存期間及び保存期間満了時の措置等が定められた文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準文書保存期間基準の制定又は改正に係る決裁文書</li> <li>標準文書保存期間基準</li> </ul>		標準文書保存期間基準	制定・改正	10年	廃棄	
					現行基準	刑事局公安課標準文書保存期間基準	常用	廃棄	

刑事局公安課 標準文書保存期間基準

令和7年4月1日から適用

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	
				大分類	中分類	名称(小分類)				
11 情報セキュリティ対策の運用に関する事項	情報セキュリティ対策の運用に関する事項	情報セキュリティ対策の運用に関する文書	・届出書、許可申請書	情報の管理	運用	情報セキュリティ対策	3年	廃棄		
			・外部電磁的記録媒体管理簿			外部電磁的記録媒体管理簿	常用	廃棄		
12 公安事件の検察に関する事項及び同事件に係る犯罪の予防に関する事項	(1) 検察庁からの報告に関する事項	①事件に関する報告書	・事件報告書	報告	事件報告	公安	完結後5年	廃棄		
			・報告整理簿			報告整理				労働
										風紀
										外事
										薬物
										暴力
		②事務に関する報告書	・事務報告書		事務報告	訓令・通達等	3年	廃棄		
		③統計に関する報告書	・統計報告書		統計報告	各種会議状況	1年	廃棄		
						罰則の定めのある条例 その他				
		(2) 検察庁その他関係機関に対する調査	①検察に関する特別調査・研究に関する文書	・調査研究結果報告書	調査	検察に関する調査	特別調査・研究	5年	廃棄	
	・出張結果報告書			特別調査依頼			特定日以後5年	廃棄		
	・依頼文書			委託			3年	廃棄		
		②検察に関する調査等委託に関する文書	・委託に関する文書			一般調査	1年	廃棄		
		③検察に関する一般調査に関する文書	・依頼文書 ・回答書 ・集計表 ・出張結果報告書							
	(3) 外事に関する通知・通告	関係機関等への通知・通告に関する文書	・外国機関等への通知・通告	外事	関係機関等	通知・通告	3年	廃棄		
	(4) 会同・協議会の運営	会同・協議会の運営に関する文書	・開催通知 ・あいさつ ・訓示	会同・協議会	運営	〇〇会同 〇〇協議会	3年	廃棄		
13 刑事法制に関する企画及び立案に関する事項	法令の企画及び立案に関する業務	法令に関する文書	・所管事項関係法令協議	法令	府省庁からの協議	所管事項関係法令協議	10年	廃棄		
			・その他の法令協議			その他の法令協議	1年	廃棄		
14 請願その他投書の処理に関する事項	請願その他投書の処理に関する事項	請願その他投書の処理に関する文書	・請願その他投書の受理・回付に係る文書 ・請願その他投書の処理に係る決裁文書	庶務	投書	受理・処理	3年	廃棄		
備考										
本基準に掲げられていない事項が発生したときは、法務省行政文書管理規則の別表1及び本基準を参照しつつ、文書管理者において、保存期間及び保存期間満了時の措置について設定することとする。										

(注) 法律又はこれに基づく命令の規定により行政文書の保存期間が定められているものについては、参考事項欄に当該法令の名称を記載する。